

第12次 和歌山県交通安全計画（令和8年度～令和12年度）について

計画の性格

- ・国の定める交通安全基本計画に基づき、県がその区域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等について定めるもの

計画策定の根拠

- ・交通安全対策基本法 第16条第2項

「都道府県交通安全対策会議」は、次の各号に掲げる事務をつかさどる
第1号 都道府県交通安全計画を作成し、及びその実施を推進すること。

計画の沿革や市町村の策定状況

- ・1971年に第1次計画を策定し、その後5年ごとに改定
- ・市町村は、それぞれで市町村交通安全計画を策定している

計画の理念

- ①交通事故のない社会を目指す、②人優先の交通安全思想、③少子高齢化が進展しても安全に移動できる社会の構築

計画の概要

計画の理念を実現することを目指し、令和8年度から12年度までの5年間に講ずべき交通安全に関する施策の方向を、次の7つの柱として記載

1 道路環境の整備

- ・生活道路等における安心な歩行空間等の整備
- ・人視点に立った交通安全対策の推進 等

2 交通安全思想の普及啓発

- ・こども、高齢者、外国人等への交通安全教育の推進
- ・地域における交通安全活動への参加促進 等

3 安全運転の確保

- ・危険、悪質な運転者に対する再教育
- ・高齢運転者や外国人運転者対策の強化
- ・自動運転等の安全確保と支援 等

4 車両の安全性の確保

- ・自動運転車の安全対策や活用推進
- ・車両の安全性に関する基準等の改善推進 等

5 道路交通秩序の維持

- ・飲酒運転やながら運転への交通指導取締りの強化
- ・特定小型原動機付自転車等の利用者に対する指導取締りの強化

6 救助・救急活動の充実

- ・消防、救急医療機関との連携、協力関係確保

7 被害者等支援の充実と推進

- ・県犯罪被害者等支援条例及び県犯罪被害者等支援基本計画に基づく各種支援策の推進

主な改正のポイント

- 交通安全対策の重視すべき視点として、高齢者とこども、歩行者と自転車それぞれ分けて記載
- 外国人や特定小型原動機付自転車についての交通安全対策を新設
- その他、社会情勢の変化や法改正に伴う新たな対応等を掲載
（自転車の交通反則通告制度導入、自転車へのながらスマホや酒気帯び運転罰則対象化、あおり運転、運転免許証のマイナンバーカード一体化 など）